

〒 577-8521

#00001

東大阪市荒本北一丁目1番1号

0000000007

東大阪 太郎 様



このお知らせは、令和5年7月1日現在において、  
ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ  
避難行動要支援者名簿にご登録（地域の避難支援等  
かんけいしゃ じょうほうていきょう どうい  
関係者への情報提供に同意）いただいている方に  
そうふ  
送付しております。

## 避難行動要支援者名簿制度の一部見直しに係る 同意の再確認についてのお知らせ

本市では、高齢者や障害者など、災害時に支援が必要な方の情報を  
掲載した「避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という）」を作成し、  
ご本人等からの同意をいただいたうえで、その名簿を地域の避難支援  
等関係者に提供しています。

このたび、本制度をより実効性のあるものとするため、制度の一部  
見直しを行いましたので、地域の避難支援等関係者への情報提供につ  
いて、改めて同意の確認をさせていただきたく、本通知を送付させて  
いただきました。

同封しております「避難行動要支援者名簿制度の一部見直しについ  
て」をご覧ください、本紙裏面の同意・登録確認書に必要な事項をご記  
入のうえ、返信用封筒にて地域福祉課までご返送ください。

返送期限：令和5年9月29日(金)

※ 別紙「記入例」をもとに、必要事項をご記入のうえ、必ずご返送ください。

※ 施設入所等で自宅に居住していない場合は、本制度  
の対象外となりますので、本紙裏面の中段に記載の  
「同意しません」に☑のうえ、ご返送ください。

※ 本通知に係る内容については、  
市ホームページにも掲載しています。



お問い合わせ
ひがしおおさかし ふくし ぶ ちいき ふくし か 東大阪市 福祉部 地域福祉課
TEL 06-4309-3181
FAX 06-4309-3815

1. 地域への名簿情報の提供に関する同意確認 (同意します・同意しませんのいずれかに☑をお願いします。)

同意します

⇒ 以下の署名欄、2. 名簿登録情報、3. 個別避難計画の作成に関する意向確認についても必ずご記入をお願いします。

東大阪市長 様

私は、避難行動要支援者名簿制度の趣旨に賛同し、同制度への登録を申し出ます。  
また、避難行動要支援者名簿に登録される私の個人情報、災害時の安否確認等の支援活動に役立てるため、あらかじめ市の関係部局、地域の避難支援等関係者※1 に提供することに同意します。

年 月 日 (本人が身体上の理由等で署名できない場合)

本人署名 \_\_\_\_\_ 代理人署名 \_\_\_\_\_ (続柄)

※1 地域の避難支援等関係者とは、民生委員、自治会、校区福祉委員会、東大阪市社会福祉協議会のことを指します。

※2 ※1に記載の地域の関係者・組織について、名簿の提供先を「民生委員、自治会(校区自治連合会長及び単位自治会長に限る)、校区福祉委員会(校区福祉委員長及び校区福祉副委員長に限る)、東大阪市社会福祉協議会」に限定することが可能です。一部の避難支援等関係者への情報提供を希望される場合は、右記に☑をお願いします。

(希望者のみ記入)

同意しません

⇒ ご記入いただく項目は以上となります。同封の返信用封筒にてご提出ください。

以下に同意しない理由をご記入ください。(もっとも当てはまるもの一つに☑をお願いします。)

- 自力で避難できるため  同居家族又は近隣の家族・親族の支援が受けられるため
- 社会福祉施設等に入所、病院に長期入院しているため  その他 ( )

2. 名簿登録情報

以下の情報に加えて、市の保有する要介護区分や身体障害者手帳等に関する情報等を名簿に登録します。登録後は、市において情報を自動更新しますが、電話・FAX番号、避難時に特に配慮が必要なこと、緊急時の連絡先については、自動更新ができませんので、変更が生じた場合はご連絡ください。

フリガナ		男	年齢		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和・西暦
氏名		女		歳		年 月 日
住所	東大阪市 (本紙表面に記載の住所と同じ ☐)			同居の家族	本人を含めて 人	
電話番号(携帯電話)	( )		FAX番号			
避難時に特に配慮が必要なこと	該当する項目すべてに☑をお願いします。 <input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 車イス使用 <input type="checkbox"/> 杖・歩行器使用 <input type="checkbox"/> 人工透析 <input type="checkbox"/> ストマ使用 <input type="checkbox"/> ペースメーカー使用 <input type="checkbox"/> 目が不自由 <input type="checkbox"/> 耳が不自由 <input type="checkbox"/> 記憶力や判断力に不安あり <input type="checkbox"/> 昼間または夜間に長時間ひとり <input type="checkbox"/> その他 ( )					
緊急時の連絡先(該当者がいない場合は記入不要)	氏名	続柄 ( )		電話番号(携帯電話)	( )	
	氏名	続柄 ( )		電話番号(携帯電話)	( )	

3. 個別避難計画の作成に関する意向確認

市の制度が確定次第、作成を希望します・今は作成を希望しませんのいずれかに☑をお願いします。

避難行動要支援者名簿制度への登録を行うに当たり、災害時に備えて、誰が避難を支援するのか、どこに避難するのかなどをまとめた避難に関する計画(個別避難計画)を作成しますか。

市の制度が確定次第、作成を希望します

今は作成を希望しません

# 避難行動要支援者名簿制度の一部見直しについて



地域において、災害時の安否確認等の支援活動をより円滑かつ迅速に行えるよう、以下の通り、**平常時の名簿情報の共有範囲を拡大**します。

## ◆同意の再確認について

- 平常時の名簿情報の共有範囲を拡大するにあたり、既に名簿登録いただいている方に対して、同意の再確認(これまで通りの共有範囲とすることも可)を行います。
- 同意の再確認は、このたび送付させていただきました、**同意・登録確認書をご提出いただくことにより行いますので**、本紙裏面の記入例をご覧ください、必要事項をご記入のうえ、**必ずご返送ください**。
- 同意の再確認を行った後、令和6年度から名簿情報の共有範囲を拡大します。

## ◆見直しの内容(平常時の名簿情報の共有範囲について)

これまでの名簿情報の共有範囲

- ・民生委員
- ・校区自治連合会長
- ・単位自治会長
- ・校区福祉委員長
- ・校区福祉副委員長
- ・市社会福祉協議会
- ・消防局等市の関係部署



### (これまでの課題)

- 制度上、地域においては、名簿情報の共有範囲が民生委員及び各団体の代表者(長)に限定されており、団体内での情報共有ができなかった。
- 団体内での情報共有ができないことで、**地域において、災害時の支援活動の実施に向けた取り組み(準備)が実施しづらい状況となっていた。**

## 制度の見直し

見直し後の名簿情報の共有範囲

- ・民生委員
- ・自治会(団体内での情報共有可)
- ・校区福祉委員会(団体内での情報共有可)
- ・市社会福祉協議会
- ・消防局等市の関係部署



災害時の支援活動に関わる関係者でのみ名簿情報を共有します

### (制度の見直しにより実施可能となること)

- 名簿情報の共有範囲を「自治会」及び「校区福祉委員会」に**拡大**することで、平常時から、団体内での情報共有が可能となる。
- 団体内での情報共有が可能となることで、地域において、**安否確認を行うための事前準備や名簿情報を活用した避難訓練の実施などが可能になり、災害時の円滑かつ迅速な支援活動につながる。**

1. 地域への名簿情報

同意します

東大阪市長

私は、避難行動  
また、避難行動要  
役立てるため、あら  
ます。

令和〇〇年〇月〇日

本人署名

東大阪 太郎

(本人が身体

代理人  
署名

本人が記入できない場合に、家族、親族などの方が本人の依頼により記入してください。

○ 引き続き、地域の避難支援等関係者への情報提供に同意する場合は、  
をお願いします。名簿情報の共有範囲を拡大する、拡大しない  
(これまで通りの共有範囲とする)に関わらず、が必要です。

○ ※2にすることで、これまで通りの共有範囲とすることも可能です。

○ 以下の署名欄、2. 名簿登録情報、3. 個別避難計画の作成に関する  
意向確認についても、必ずご記入をお願いします。

心身の状況や生活実態の変化などにより、災害時において地域からの支援を必要としなくなった場合は、以下にのうえ、ご返送ください。

- (例)・自力で避難できる場合  
・同居家族等の支援が受けられる場合  
・福祉施設等に入所している場合 など

本紙表面に記載の通り、共有範囲を拡大する場合は、不要です。なお、した場合は、平常時の名簿情報の共有範囲が限定され、地域において災害時に向けた十分な備えができないことがあります。

(希望者のみ記入)

同意しません ⇒ ご記入いただく項目は

以下に同意しない理由をご記入ください。

- 自力で避難できるため  同居家族  
 社会福祉施設等に入所、病院に長期入院

点線枠内の項目については、自動更新ができませんので、別紙「避難行動要支援者名簿制度のご案内」裏面、登録内容(本人控え)に本紙に記載した内容を控えるなどしていただき、情報に変更が生じた場合は、市までご連絡ください。

2. 名簿登録情報

以下の情報に加えて、市の保有する登録後は、市において情報を自動更新し、緊急時の連絡先については、自動更新ができません。変更が生じた場合はご連絡ください。

フリガナ	ヒガシオオサカ タロウ		<input checked="" type="checkbox"/> 男	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和・西暦
氏名	東大阪 太郎		<input type="checkbox"/> 女	80 歳	〇〇年 〇〇月 〇〇日
住所	東大阪市 (本紙表面に記載の住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> )		同居の家族	本人を含めて 2 人	
電話番号 (携帯電話)	00-0000-0000 (00-0000-0000)		FAX 番号	00-0000-0000	
避難時に特に配慮が必要なこと	該当する項目すべてに <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。 <input checked="" type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 車イス使用 <input type="checkbox"/> 杖・歩行器使用 <input type="checkbox"/> 人工透析 <input type="checkbox"/> ストマ使用 <input type="checkbox"/> ペースメーカー使用 <input checked="" type="checkbox"/> 目が不自由 <input type="checkbox"/> 耳が不自由 <input checked="" type="checkbox"/> 記憶力や判断力に不安あり <input checked="" type="checkbox"/> 昼間または夜間に長時間ひとり <input type="checkbox"/> その他 ( )				
緊急時の連絡先(該当者がいない場合は記入不要)	氏名	大阪 花子		電話番号 (携帯電話)	00-0000-0000 (00-0000-0000)
	続柄 ( )	子		電話番号	

個別避難計画に関する詳細については、別紙「避難行動要支援者名簿制度のご案内」にてご確認ください。

3. 個別避難計画の作成に関する意向確認

避難行動要支援者名簿制度への登録を行うに当たり、災害時に備えて、誰か避難を支援するのか、どこに避難するのかなどをまとめた避難に関する計画(個別避難計画)を作成しますか。

市の制度が確定次第、作成を希望します

今は作成を希望しません



◆ 避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者名簿とは、災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起きたときに自力での避難が難しい方(避難行動要支援者)をあらかじめ登録しておく名簿です。このうち、同意のあった方の情報を地域の避難支援等関係者に提供することにより、日頃からの見守りや災害時の安否確認・避難誘導などに役立てています。

◆ 名簿の対象者

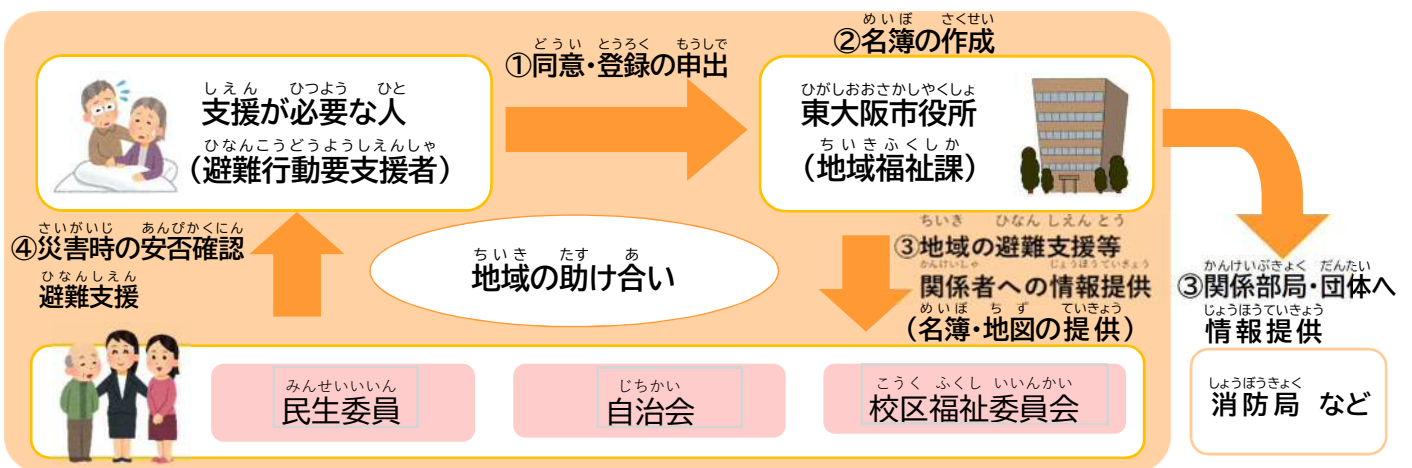
- ・身体障害者手帳1級又は2級の方
- ・療育手帳A(重度)の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・高齢者のみ世帯(2人以上)で要介護区分が1または2の方
- ・ひとり暮らし高齢者で要介護区分が1または2の方
- ・在宅で要介護区分が3以上の方
- ・指定難病・特定疾患医療受給者証を持っている方



※上記に当てはまらなくても、自力での避難に不安のある方は登録することができます。

※施設等に入所している方は対象外となります。

◆ 制度の流れ



◆ 名簿情報の提供先(避難支援等関係者)【令和6年度以降】

平常時 民生委員、自治会、校区福祉委員会、消防局等市の関係部局、市社会福祉協議会

災害発生時 平常時の提供先から、地域で安否確認や避難支援を行う関係者等に提供

## ◆名簿に記載される情報

- ・氏名 ・住所 ・性別 ・年齢 ・電話番号 ・FAX番号 ・同居の家族数 ・緊急時の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由(市の保有する要介護区分や身体障害者手帳等に関する情報)
- ・避難時に特に配慮が必要なこと ・個別避難計画作成の有無 など

名簿登録後は、市の保有している情報をもとに、上記の情報を自動更新します。ただし、電話・FAX番号、避難時に特に配慮が必要なこと、緊急時の連絡先については、自動更新ができませんので、同意・登録確認書に記載した登録内容を以下に控えるなどしていただき、情報に変更が生じた場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### 【登録内容(本人控え)】

届出年月日： 年 月 日

電話番号 (携帯電話)	( )	FAX 番号	( )
避難時に 特に配慮 が必要な こと	該当する項目すべてに☑をお願いします。 <input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 車イス使用 <input type="checkbox"/> 杖・歩行器使用 <input type="checkbox"/> 人工透析 <input type="checkbox"/> ストマ使用 <input type="checkbox"/> ペースメーカー使用 <input type="checkbox"/> 目が不自由 <input type="checkbox"/> 耳が不自由 <input type="checkbox"/> 記憶力や判断力に不安あり <input type="checkbox"/> 昼間または夜間に長時間ひとり <input type="checkbox"/> その他 ( )		
緊急時の 連絡先(該 当者がいな い場合は記 入不要)	氏名	続柄 ( )	電話番号 (携帯電話) ( )
	氏名	続柄 ( )	電話番号 (携帯電話) ( )



## ◆個別避難計画とは

個別避難計画とは、避難行動要支援者一人ひとりについて、災害時に誰が支援するのか、どこに避難するのかなどをまとめた計画のことです。計画は、家族、ケアマネジャー等の福祉専門職、地域の避難支援等関係者等と相談しながら作成し、作成した計画を支援を行う関係者と平常時から共有しておくことで、災害時の迅速な避難支援等に役立てます。

現在、土砂災害のリスクの高い東部地域でモデル的に作成を進め、より効果的な作成方法について検討しております。同意・登録確認書の「3. 個別避難計画の作成に関する意向確認」において「市の制度が確定次第、作成を希望します」を選択された方には、具体的な作成方法等が決まり次第、お知らせします。

## ◆注意事項

※個人情報については、市関係部局及び地域の避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援に関すること以外には使用いたしません。

※同意・登録確認書をご提出後、登録完了に関する書類は送付しておりませんので、ご了承ください。

※地域の避難支援等関係者も被災する恐れは十分にありますので、

同意・登録したからといって、必ずしも災害時の支援を受けられるとは限りません。



◆お問い合わせ先 東大阪市 福祉部 地域福祉課 TEL：06-4309-3181

# ひなんこうどうようしえんしゃめいぼせいど かん 避難行動要支援者名簿制度に関するQ&A



## ◆ どうい さいかくにん 同意の再確認について

問1 なぜ、平常時の名簿情報の共有範囲を拡大するのですか？

これまでは、平常時の名簿情報の共有範囲が民生委員や各団体の代表者(長)に限定されており、災害時の支援活動の実施に向けた取り組み(準備)が実施しづらい状況となっていました。名簿情報の共有範囲を拡大することで、地域において安否確認を行うための事前準備や名簿情報を活用した避難訓練の実施などが可能となり、災害時の円滑かつ迅速な支援活動の実施につながります。

問2 なぜ、既に同意しているのに、再度、同意の確認を行うのですか？

このたびの制度の一部見直しは、名簿情報の共有範囲を拡大することを基本としながらも、これまで通りの共有範囲とすることも可能としています。  
地域の避難支援等関係者への情報提供について、名簿情報の共有範囲を選択できるようになったことから、改めて、同意の確認を行うものです。

問3 これまで通りの共有範囲とする場合も、同意・登録確認書を返送しなければならないのですか？

同意の再確認は、このたび送付いたしました、同意・登録確認書をご提出いただくことにより行います。名簿情報の共有範囲を「拡大する」、「拡大しない(=これまで通りの共有範囲)」に関わらず、ご返送が必要です。また、同意の再確認とあわせて、名簿登録情報の更新、個別避難計画の作成に関する意向確認も行いますので、そちらもご記入をお願いします。

問4 同居家族の支援が受けられるため、地域の支援を必要としなくなりました。どうすれば良いですか？

心身の状況や生活実態の変化などにより、災害時において地域からの支援を必要としなくなった場合は、同意・登録確認書の「同意しません」にチェックのうえ、ご返送をお願いします。

問5 同意・登録確認書の「同意しません」にチェックをして、市へ提出した後、生活実態の変化などにより、再度、地域からの支援が必要となった場合は、「同意します」に変更できますか？

再度、同意・登録確認書をご提出いただければ変更できますので、市までお問い合わせください。

## ◆ せいどぜんぱん 制度全般について

問6 なぜ、このような情報共有のしくみづくりを行うのですか？

災害時に迅速に対応するためには、避難支援を必要とする方が、どこに、どのような状況でお住まいか、あらかじめ把握しておくことが重要となります。大規模災害が発生した直後は、行政がすぐに機能しないことも考えられるため、地域で支え合うしくみづくり・日頃からの声かけなど安心できる関係づくりなどに役立てていただくために行うものです。

問7 同意をすれば、災害発生時に必ず支援を受けられるのですか？

地域で助け合う避難支援等は、共助の精神を基礎に成り立っております。しかしながら、地域の避難支援等関係者の被災状況により支援が困難な状況も考えられますので、必ずしも支援を受けられるとは限りません。なお、地域の避難支援等関係者は法的な責任や義務を負うものではなく、可能な範囲での支援をお願いするものです。

問8 同意をしないと、災害発生時に支援を受けられないのですか？

災害発生時は、同意に関わらず支援の対象となりますが、平常時から避難支援等関係者が名簿情報を共有しておくことで、災害時の避難支援等に対応しやすくなります。

問9 同意した場合、情報が地域の人すべてに共有されるのですか？

別紙「避難行動要支援者名簿制度のご案内」の名簿情報の提供先【令和6年度以降】に記載された避難支援等関係者にのみ、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を共有します。

問10 個人情報幅広く知られるのではないかと不安なのですか？

名簿情報の提供を受けた地域の避難支援等関係者には、災害対策基本法にもとづく守秘義務が課されます。市としましては、地域の避難支援等関係者に対し、個人情報を無用に共有・利用したり、避難支援に関する目的以外には使用することのないよう説明・指導などを行い、個人情報の適正管理を図ります。

問11 毎年同意する必要があるのですか？

一度同意された方については、毎年同意していただく必要はありません。削除の申出が無い限り登録は継続されます。